

令和7年度

緊急要望

及び

令和8年度

江東区予算編成並びに

施策に対する要望書

令和7年9月4日

江東区議会自民・参政・無所属クラブ

緊急要望

直近の区内中小企業の景況は、各業種において若干の改善が見込まれているものの、長引く物価高騰や人材不足など、区内中小零細企業や個人事業主等が直面している事業の継続性における課題は引き続き深刻な状況にある、と強く認識する。

こうした状況を改善し、区民福祉の維持、向上や区民生活に必要なインフラ等の整備を着実に実施していく上で、以下の項目に対する予算措置や施策の実施を緊急要望する。

なお、緊急要望事項については、令和８年度予算編成を待つことなく、補正予算措置を含む令和７年度中の実施も視野に、可及的速やかな対応を強く要望する。

- Ⅰ．物価高騰対策に資する補助事業を引き続き実施すること
- Ⅰ．区民の家計支援並びに区内経済の下支えとして、プレミアム付き区内共通商品券発行事業を更に拡充すること。
- Ⅰ．企業や社会福祉法人等による人材確保と定着に資する支援事業を実施すること。
- Ⅰ．公共施設整備事業の入札不調対策として、①実勢価格を反映させた予定価格の積算②抜本的な工事平準化への取組み③翌年度発注予定工事一覧の早期公表と区内関連団体との意見交換の実施、について早急に取り組むこと。

産業

①工事請負契約に係る入札・契約制度について以下の項目に取り組むこと。

1. 特に建築工事に適用する「週休二日制確保工事实施要領」を策定するなど、週休二日制を確保した工期の設定及び最新の労務単価や資材等の実勢価格を反映させた適正な予定価格を設定すると共に、工期の設定及び予定価格の積算においては、労働安全衛生法改正の趣旨を踏まえ、発注者としても熱中症対策に万全を期すこと。

2. 入札不調対策として前述の緊急要望に加え、区内事業者のみ単体企業又はJVのいずれも入札参加可能とする混合入札案件の採用やJV結成の簡素化に向け区内支店登録事業者を公表するなどの対策を講じること。また、入札不調が生じた際の再公募に係る規定を整備すること。

3. 物価高騰に応じたスライド条項の適切な運用と受発注者ともに事務的手続きの簡素化を図ること。

4. 受発注者間の平等を担保した契約書に改めると共に、特に建築工事における設計変更に係る規定を整備すること。

５．前払金・履行保証について早期に電子化を実施すること。また、前払金の対象費用として現場管理費と一般管理費を加えること。

６．予定価格３千万円以上の総合評価方式による発注金額基準や事業者ランク別の各発注金額基準について、人件費や資材価格の高騰に鑑み見直しを図ること。また、本区の防災体制強化の観点からも、区内零細企業が受注対象になる小規模工事の発注を積極的に実施すること。

７．分離発注の趣旨を踏まえ、同一社による同一物件の複数工種に対する同時入札を制限すること。

８．設計や工期設定において、トップランナー制度による各資材の仕様変更に伴って生じる資材供給の逼迫への対策を講じること。

９．建設キャリアアップシステムの普及に向け、区が発注する工事へ適用すること。

１０．区立小中学校の建物現況調査の業務委託について、有事の際の拠点避難所としての運用も念頭に、区内有資格者団体や区内本店企業を優先した入札制度とすること。

ⅠⅠ．道路・公園清掃、庭園・緑地管理等の委託契約に係る入札について、総合評価方式の導入を検討すること。

②道路及び公園維持管理委託事業について、複数年契約、性能発注を基本とする包括管理契約の試行実施を検討すること。

③令和７年度に実施したプレミアム付き江東区内共通商品券発行事業の拡充について、事業効果に鑑み更なる拡充を図ること。

④零細事業者支援として、新紙幣の発行及び成人識別たばこ自動販売機システム(taspo)廃止に伴う券売機や自動販売機等の更新について、助成を検討すること。

⑤企業のコンプライアンスの確立と着実な運用に資するため、専門家を活用した労働環境モニタリングと労務相談事業を継続し、引き続き労働基準法及び安全衛生管理等の適正化を担保すること。また新たに事業化した経営相談事業について、効果検証を行い、引き続き労働環境の適正化に努めること。

⑥創業・事業承継支援について、実態把握に努め効果的な支援策を検討すること。

福祉

①都と区による一体的な児童相談体制を構築することとした区立児童相談所の設置について、本区が策定した「江東区児童相談所基本計画」に準拠した児童相談体制の構築を原則として都区間の協議を進めること。また、都区連携による児童相談体制の構築に向けた方針については、医師会等区内関係団体と十分に意見交換を実施すること。

②児童虐待予防事業を推進し、児童相談所開設に向けて子ども家庭支援センターの機能及び連携強化を更に推進すること。

③発達障害者（児）について、専門医による診断や未就学児への就学支援から卒業後の就労支援まで、一貫した支援体制を構築すること。

④昨今の物価高騰を踏まえた各種検診事業費の見直しと検診受診率の向上を図るとともに、口腔ケア事業の充実や各種休日診療事業推進に努め、区民の健康増進を図ること。特に認知症検診については、都事業の対象年齢が大幅に拡大されたことや新薬が保険適用となったことから、更なる対象者の拡大と受診しやすい制度設計に努めること。また、受診者のうち、認知機能に疑いのある方による各種認知症予防プログラムへの取り組みを支援するとともに経過観測に努め、認知症予防施策を総合的かつ強力に推進すること。

⑤令和 8 年度より区事業に移管される予定の都在宅医療推進強化事業について、24 時間在宅医療支援体制の確立に向け、区としての取組みを検討すること。

⑥区内 8 医療機関で実施されている在宅医療後方支援病床確保事業について、今後の実施医療機関の拡大に要する経費を含め、助成金を拡充すること。

⑦区民の健康のため骨粗鬆症に関する周知啓発に努めること。とりわけ患者数が増加しやすい女性を対象にした検診事業を検討すること。

⑧新型コロナウイルスのワクチン接種費用について、重症化リスクの高い高齢者等への負担軽減を図ること。また、季節性インフルエンザ予防に向け、鼻腔投与型のワクチンに対する助成制度導入を検討すること。あわせて、副作用などのリスクについても周知すること。

⑨高齢者については、特別養護老人ホーム、老人保健施設、認知症高齢者を対象としたグループホーム、障害者については、障害者多機能型入所施設など、施設整備や地域偏在を是正しつつ、都有地の利活用も図りながら着実に整備すること。

⑩介護事業全般の業務効率化に向け、介護事業所や介護従事者による ICT 化への取組みを区として支援するとともに、区の介護事業全般の ICT 化に向け事業者との協議を継続実施すること。

⑪臨海・有明地区の障害福祉施設について地域の実態把握に努めるとともに、施設整備を推進すること。また利用者の負担軽減のための移動支援についても検討すること。

⑫障害児（者）の移動支援に伴うヘルパー介護事業者の充実に努めること。また、移動支援の対象として、現在対象外となっている聴覚障害者（児）を対象に含むことについて、他自治体の取り組みを参考に検討すること。

⑬重度心身障害児（者）在宅レスパイト支援事業について支援の拡充を実施すること。

⑭手話言語の普及及び障害者の意思疎通の促進に関する条例の趣旨に則り、引き続き市内の聴覚障害者への対応を図るとともに、遠隔手話通訳サービスやコミュニケーション支援ツール等の利用促進、利用可能な場所の拡充により、さらなるコミュニケーションの円滑化に積極的に取り組むこと。

⑮江東区手話講習会について、入門・基礎コースの開催回数をそれぞれ年 20 回から拡

大すること。また、現在の物価高騰に対応し、アシスタントの謝礼額も増額すること。

⑯自宅でのひとり入浴に不安を感じている高齢者の入浴機会の確保等、公衆浴場の有効活用を図ること。引き続き、公衆浴場の AED 設置をはじめ、高齢者の介護予防、健康増進、交流促進等に資する健康増進型公衆浴場への改築、改修に対する助成制度を継続すること。また、自宅に入浴設備のない生活保護受給者に対し、昨今の猛暑期間も考慮の上、入浴券の支給枚数を増やすこと。

⑰ふれあい入浴事業について、燃料費の高騰に応じた公衆浴場への助成を実施するとともに、対象年齢の拡大を図ること。

⑱高齢者出張調髪サービス事業に係る助成金について、物価高騰に応じた料金改定を行うこと。

⑲健康増進や認知症予防を目的とした「ふれあいカット券（仮称）」の導入を検討すること。

⑳在宅での医療・介護の連携による地域包括ケアシステムの構築に資する元気アップトレーニングについて、利用しやすい制度運営に努めること。

②①お部屋探しサポート事業について、貸主の負担軽減のため、各種保障への加入などに対する助成拡充を検討すること。

②②一人暮らし高齢者が増えていることから孤独死への対応や見守り体制について強化すること。

②③不妊治療等にかかる費用に対しての助成金の更なる拡充や充実を検討すること。

②④産後ケア制度で、宿泊型、訪問型、乳房ケアを回数方式で選べる制度を検討すること。

また、宿泊型については区民が優先して利用できるよう努めること。

防災

- ①現在締結している、あるいは今後締結する災害時の各種協力協定については、協定種別による担当所管課制とし、全庁体制で有事における運用の具体化を早期に図ること。また、令和7年度設置の災害時協定連絡協議会において、各種協定に基づく災害時の活動協力事項の明確化を強力に推進すること。さらに、活動協力団体に対し、その団体名や災害時に従事する活動内容を明記したビブスを、各団体の構成に応じて不足なく配布すること。
- ②区役所本庁舎や防災センター所在地とは別に、災害時に想定される浸水被害などが生じない地域に第二庁舎機能を構築し、有事に備えること。
- ③有事の際に建物安全確認の実施や設備の不具合の解消を速やかに実施するなど、拠点避難所の機能を維持する取り組みについては、江東区防災協力連合会と連携の上、具体的な訓練を実施すること。また、各拠点避難所を担当制とすることについて、同連合会と協議の上、早急に結論を得ること。更に、全拠点避難所に整備された非常用発電機の作動確認を同連合会と協働で早急を実施すること。
- ④災害時医療救護体制の強化に向け、本区地域防災計画や東京都医療救護活動ガイドラインなどに準拠し関係団体と連携強化を図ること。

⑤令和5年度より実施の避難所開設・運営訓練やペット同行避難訓練については、各学校避難所運営協力本部連絡会や関係機関との協議の上、実施校数の更なる拡充を図るとともに、学校長を本部長とする拠点避難所運営体制を地域の実情に応じて見直すこと。また、拠点避難所へのペット同行避難を可能とする運営体制について、周知徹底を図ること。更に、福祉避難所の受け入れ体制の強化並びに福祉避難所開設・運営訓練の実施に向け、関係機関との協議を実施し、早期実現を図ること。

⑥災害時に飼い主とペットと一緒に生活できる「同伴避難所」を確保するため、動物関係団体と連携し、支援体制を構築すること。加えて飼い主によるペット防災推進に向け更なる周知啓発に注力すること。

⑦地域の実情を精査し、公共施設や民間施設等、避難所施設の確保及び情報確保手段や備蓄倉庫の増設、備蓄品の拡充に引き続き努めると共に、各避難所のバリアフリー化の推進や障害者対応に資するパーティション等の備品を配備すること。

⑧災害協力隊に貸与する防災資機材格納庫について、地域の実情に応じてその増強を図ること。

⑨災害発生時に、有効な情報提供のツールとして全戸配布した防災備蓄用ラジオの作動

確認を兼ねた定期的な使用を呼びかけ、情報伝達体制の強化に継続して取り組むこと。

また、レインボータウン FM 放送や東京ベイネットワークに対して、災害発生時を想定した区民への速やかな災害情報の提供体制の確立に向け、生放送への対応等、更なる協力を要請することについて、引き続き検討・協議を進めること。

⑩災害時のエネルギー確保については、全国各地の自然災害を事例とし、LP ガス等可搬性に優れたエネルギーを確保する等、災害時のエネルギーの分散化を図ること。また、災害時等に使用する庁有緊急用車両に LP ガス車両の追備を図ること。

⑪東京都の「不燃化特区制度」において指定された地域に対して、適切な支援を図るとともに、区が進める「不燃化特区推進事業」の効果的な事業展開を図ること。

⑫災害時、拠点避難所等における介護保険サービスの提供に係る体制整備に向け、介護事業者との協議を実施すること。

⑬災害時、倒壊建物等の公費解体に係る手順について、想定される課題を抽出し区民も交えて事前対策を講じること。

⑭災害時廃棄物処理に係る手順について、区民・区内事業者との情報共有や連携、事前

の業務委託契約の締結など、有事に備えること。

⑮災害時、被災者に入浴の機会を提供する協定を区内関係団体と締結すること。また、災害時にも浴場機能を確保できるよう、浴場強靱化について発災前後の対策を講じること。

⑯災害時の人命救助や物資運搬等のため、誰でも簡単に利用可能な足漕ぎカヤックなどを導入すること。

環境

①ゼロカーボンシティ江東区の実現に向けて、具体的な目標数値を設定するとともに適宜予算を措置すること。また、これまでの事業の効果検証も行うこと。

②森林環境譲与税の使途として、区公共施設木質化の取り組みのみならず、国内森林の保全や再生に寄与する施策を推進すること。またその施策推進にあたり、災害時相互応援協定の締結先や友好交流のある自治体、荒川上流の自治体との連携を図ること。加えて、本区も「森林環境譲与税の活用に係る都内連携に関する協定（「多摩の森」プロジェクト）」に参画するとともに、自然体験ツアーなど森林の保全や再生に資する各種事業への区民参加を促進すること。

③EV車の普及に伴い、充電設備設置助成の拡充について検討すること。また公共施設における急速充電設備の増設も継続すること。

④引き続き、5Rによるゴミ減量の取り組みを推進し、特に、繊維類のリサイクルへの取り組みを強化すること。また、ゴミ焼却処分に係る「負担の公平」に資する制度の維持向上や23区内のゴミ減量に向けた取り組みについて、他22区への働きかけを強化すること。更に、ゴミ出しマナー・ルールの徹底・周知を図り、不法投棄等の防止への取り組みも継続すること。繁華街や飲食店が多く立ち並ぶ地域におけるカラスやネズミ対

策については他区の事例なども参考に、引き続き対策を強化すること。

⑤各戸収集の増加に伴う委託費の見直しなど、廃棄物と資源の収集運搬業務を円滑に進めること。回収コンテナ、リサイクル品回収ネットの追加購入等適正に対処しつつ、情報提供及び指導を徹底すること。とりわけ、回収コンテナについては視覚障害者の方々に配慮した対応を図ること。また、回収コンテナの修繕、洗浄場所等の確保を検討すること。

⑥区内の薬局で回収している注射針や注射器などの医療廃棄物処理に対する費用負担軽減策を実施すること。

⑦引き続き、公共施設の緑化や街路樹の充実を推進するとともに、維持管理体制の強化を図ること。また、民間建築物などに対する緑化助成事業や、駐車場の一部芝生化など、更なる CIG 施策を推進すること。

⑧江東区たばこに関する基本方針に則り、公共喫煙所の設置を強力に推進すること、及び民有地の喫煙所設置助成制度を創設し、分煙社会を早期にかつ着実に実現すること。

⑨アスベストについて、大気汚染防止法の改正を受けて多くの建物が対象となっている

が、安全に処理されるための助成制度の創設について、検討すること。

⑩昨今の猛暑に鑑み、民間施設所有者と連携したクーリングシェルター指定施設の増強を図ること。また、指定された施設への資材経費補助を検討すること。

こども

①教育推進プラン・江東（第３期）の策定に向け、教育行政の現状と課題を踏まえるべく、各種事業の執行状況を評価・検証し、必要に応じて区民や保護者を対象とした教育に関する意識調査を実施すること。

②江東区版 GIGA スクール構想に基づき、デジタル教科書や電子黒板の活用等、ICT 機器の拡充を引き続き推進し、全ての区立学校で着実に実施すること。また、義務教育の機会を保障する観点から、不登校児・生徒に向けたオンライン版ブリッジスクール教室の開設を検討すること。

③労務問題や租税などに関する区内各種団体をはじめ専門家による区立学校への各種出前授業については、その実施時期や内容等が児童・生徒にとってより有意義となるよう、教育委員会として主体的に取り組むこと。

④昨今の猛暑を踏まえ、授業や部活動等学校教育現場における園児・児童・生徒の体調管理について、引き続き万全を期すこと。また、中止が相次いでいることに鑑み、区内スポーツ会館等公共施設や民間施設を利活用するなど、プール授業の通年化を図ること。

⑤学校の改修、改築等について教育の質の向上に重点を置くとともに、事業が計画的に

進捗するよう実勢価格を反映させた積算に努めること。また、学校教育施設や幼稚園、保育園等の室内温度を適正に保つ取り組みを講じるなど、猛暑対策について必要な予算を講じること。さらに、空調未設置の給食室については、空調整備を確実に実施するとともに、未設置期間中の暫定的な対策に万全を期すこと。

⑥令和5年10月より実施の学校給食費無償化について、国立、私立等の江東区立学校以外の教育施設に通う児童・生徒に対する同等程度の補助を実施すること。

⑦現在、区内公立校では、11校程度で有機食材を使用した給食が提供されているが、生徒、児童の健全な発育を促し、公平性を担保するために、区内公立校の給食食材選定における意思統一を徹底し、給食における有機食材利用の更なる普及に努めること。特に有機米の導入を検討すること。

⑧区立公園では、球技が原則禁止されており、子どもたちが屋外で球技に気軽に取り組むことのできる場所は限定的である。本区の「スポーツと人情が熱いまち」というキャッチフレーズに資するスポーツ振興の取り組みとして、屋外で子どもたちが球技を行うことのできる場所（公園、児童遊園）の更なる確保に取り組むこと。

⑨東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会において、区内に整備された各競

技会場を活用し、児童・生徒のスポーツ体験やイベント、競技観戦等の機会を確保し、レガシーとしての活用を引き続き図ること。また、「KOTO☆ボッチャフレンドリーマッチ」の開催に際し、特別支援学校児童との交流機会の創出を検討すること。

⑩区内の子どもたちがデフリンピックに接する機会を持てるよう学校観戦などを実施すること。

⑪医療的ケア児の受け入れにあたって、各校、各園に状況の引継ぎや情報共有で民間の看護師等の医療従事者が訪問する際は、その訪問に関わる経費等の助成を検討すること。

⑫区立幼稚園のあり方を常に検証し、3歳児保育の拡充や預かり保育の充実等、時代に合わせた利用者のニーズを踏まえた運営を推進すること。また、特別な配慮が必要な園児受け入れに対する支援制度の拡充をはじめ、私立幼稚園における幼児教育活動に対する支援制度を拡充すること。

⑬人口動態の変化に伴う未就学児の人口減少について、保育の定員適正化を適宜見直し、保育園や区立幼稚園、私立幼稚園等の区内資源の有効活用を拡充し、子どもを取り巻く環境整備を進めること。

⑭引き続き、ジュニアリーダー活動を支援するとともに、ジュニアリーダー育成に関わる職員体制を強化、拡充すること。また、ジュニアリーダーに対する夏用被服の貸与など暑さ対策を行うほか、少年キャンプへの看護師派遣費用の一部補助を検討すること。

⑮自転車を中心に事故が高止まりしていることから交通安全対策の強化を図ること。また子どもだけでなく保護者向けにもマナー啓発の取り組みを行うこと。

⑯直接的な処遇改善が期待される放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業の実施を行うなど処遇改善策を検討すること。

⑰行政主導による部活動拠点校の設置・拡充を進め、江東区に住む全ての子どもたちが、希望する活動ができる仕組みを構築すること。

⑱学校において日本語に不自由する外国籍の親子のため、通訳者の増員や翻訳ツールの配備など、サポート体制を強化すること。

⑲保育の質を担保する観点から地域枠を設定する区内の企業主導型保育施設について実態把握に努めるとともに、保育の質向上への取り組みの支援を検討すること。また東京すくわくプログラムの対象とすること。

まちづくり

- ①地下鉄 8 号線の延伸に際し、引き続き本区実施のワークショップや事業者実施の説明会等で出された意見や要望を受け止め、沿線まちづくり計画等に活かして実現すること。
本区において、地下鉄 8 号線の開通は歴史的な転機であり、まちの今後の方向性を大きく左右する中間新駅の名称決定や出入り口の整備についても、十分に地域の声を反映するよう、東京メトロへ引き続き要望すること。
- ②豊洲市場開場にあたっての 3 つの約束の進捗状況について、都区協議会の開催による区への報告・協議や都による区議会への報告など、都として本区や本区民、本区議会に約束した取り組みを継続して実施するよう、東京都に対して強く求めること。特に 5 街区の将来活用について、その方向性を早期に定めるよう東京都に求めていくこと。
- ③臨海部の人口急増により混雑する既存のバス路線に対し、増便や拡充、BRT 等を活用した交通アクセスの多重化を進めること。また、地下鉄 8 号線及び臨海地下鉄の動向を見極め、計画実現までの切れ目のないアクセス構築に努めること。
- ④区内で進められている大島三丁目一番地地区及び門前仲町駅前市街地再開発について、住民の理解を得ながら積極的に事業の推進を図ること。特に大島三丁目一番地地区については、引き続き「事業エリアのまちづくり方針」に対する地域住民の理解促進を

十分に図り、都市計画の決定に向けて最善の努力をすること。

⑤ユニバーサルデザインのまちづくりについては、既存計画に位置づけられた施策の推進に加え、現状の課題と今後の施策展開の方向性を整理し、具体的な施策計画を策定すること。

また、区内公共交通機関の各駅において、エレベーター2ルート目の整備やホームドア未設置駅への整備実施など、更なるバリアフリー化の推進について、各鉄道事業者への要請を強化すること。特に JR 亀戸駅東口は、近隣環境の変化に伴い乗降客数が年々増加していることから、バリアフリー化や自動改札の増設を早急に要望すること。当該事業者の JR 東日本とは、今後の亀戸駅周辺開発の動向について、綿密な情報交換を実施するとともに、区としてもこれを後押しすべく亀戸のまちづくり、駅前環境の見直しに尽力し必要な予算措置を行うこと。

⑥マンション条例の周知徹底及び既存のマンションの管理責任者の把握、地域住民との情報の共有、協力体制の構築に継続して取り組むこと。特にマンション条例に則り、町会自治会への加入または立ち上げを指導すること。また、既存のマンションにおける宅配ボックスの設置促進に向け助成制度の創設を検討すること。

⑦放置自転車対策について、禁止区域を適宜見直しながら、鉄道事業者や大型店舗等の協力を得ながら自転車駐車場の整備を行うこと。

⑧舟運による内部河川の活用のため、河川整備及び後背地の整備計画を策定すること。

その際、船着場を一般開放し、広く区民に利用されるよう運用すること。

⑨江東区及び近隣区と連携し、公営火葬場の建設、運営を検討すること。その際、本区民の経済的負担を最小限度にする運営を行うこと。

⑩フレイル予防の観点から、高齢者が徒歩での外出を気兼ねなく自由にできるよう、歩道や商店街、店舗前などへの「とまり木休憩所」等の設置を検討し、高齢者等にやさしいまちづくりに努めること。

⑪内部河川において和船やカヤック等の非動力船運航を可能にする環境整備を進めるとともに、観光として水辺空間を楽しむ「川散歩」を実現させること。

⑫空き家や所有者不明不動産の具体的な利活用を検討すること。また将来、空き家が増えないよう事前の対策強化も行うこと。

⑬区内で旅館業法における宿泊施設の申請数が急増しており、住民とのトラブルを回避するため規制強化を含めた対策を早急に検討すること。

行財政改革

- ①江東区長期計画後期の計画事業を着実に実施するためにも、昨今の物価高騰や社会情勢を鑑みた財政計画とすること。
- ②本区の DX 推進、防災減災力強化に資する人材について、あらゆる手段で積極的に職員採用を図ること。また、区技術系職員の専門性や能力の向上に向け、専門技能を有する民間企業等との人事交流を図るなど、技術系職員の人材育成に積極的に取り組むこと。
- ③新庁舎建設基本計画の策定に際し、現在本庁舎から分離されている防災センター機能や保健所機能など、危機管理上重要となる機能を合築する計画とすること。また、防災センター機能については、本庁舎以外の区有施設と機能の分散化を図ること。
- ④ふるさと納税について、減収額が受益と負担という地方税の原則を歪めるものであることから、引き続き立法趣旨を踏まえた抜本的な制度見直しを求めること。一方で、区の魅力を広く発信するシティプロモーションの一環として同制度の活用を図るにあたり、区民による区の伝統・文化を次世代へと継承する取り組みへの支援に資する事業とすること。
- ⑤各種証明書の郵送請求におけるキャッシュレス化について、実証実験を実施した先行

事例を研究し、定額小為替を取り扱う事務負担軽減に向けた取組みを早期に実施すること。

⑥区内の各出張所で改製原戸籍・除籍謄本等を取得できる体制を検討すること。

DX

①国による自治体情報システムの標準化の議論を踏まえ、基幹業務については適切に推進すること。また、標準化対象外業務のうち、デジタル化に資する業務の洗い出し及び優先施策について、早急に検討すること。特に初期の取り組みとして、防災事業や医療・介護事業にデジタル化を取り入れ、その有効性を区民や事業者に示すとともに、職員も有効性を実感できる取り組みを推進すること。

②勤怠管理システムの適用を会計年度任用職員全員に適用すること。

③区役所を訪れる住民の負担軽減や職員の業務効率化の観点から、「書かないワンストップ窓口」を実現すること。新庁舎建設を待つことなく、可能な部分から取り組むこと。

④本年度から開始された、区役所における執務室改革の取り組みを検証しつつも、全庁的に広げ、職員の働く環境の良化に資する事業となるよう努めること。

暮らしとコミュニティ

- ①令和５年度より実施の町会自治会地域活性化補助事業について、令和８年度以降においても継続して実施すること。
- ②常日頃、町会・自治会から行政に対して、各種申請や届け出を行う場面が多く散見されるが、昨今の町会・自治会の高齢化、人手不足を鑑み、手続きの簡素化ないし、デジタル化を更に推進すること。また、町会・自治会のデジタル化推進の後押しとなる施策に注力すること。
- ③相続登記義務化を踏まえ、引き続き相談事業の拡充とともに適宜周知を図ること。また未登記物件が災害時の公費解体対象外となることなど、そのリスク周知に努めること。
- ④国や地方公共団体から司法書士等へ依頼される相続調査に係る職務上請求について、費用負担を行うこと。
- ⑤確定申告無料相談事業について、区報紙面をより効果的に活用するなど、周知を徹底すること。
- ⑥マイナンバーカード発行に係る事務作業について、業務委託を検討すること。

⑦東京２０２５デフリンピックについて、江東区内も会場になっていることから区民に向けた広報を強化すること。